

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂井町は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岐阜県 垂井町長

公表日

令和4年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①事業の案内時に、住民が事業の対象者であるか否かの確認 ②事業の申込みの受付時に、住民が事業の対象者であるか否かの確認 ③事業の実施時に、住民が事業の対象者であるか否かの確認 ④事業の個人結果についての住民の照会時に本人であるか否かの確認 ⑤転入にかかる市町村への照会または通知 ⑥転居にかかる住民情報の確認 ⑦事業の個人結果についての正確な記録を確保するための措置 ⑧番号表別表第二に基づく、健康増進事業の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

健康増進事業に関するファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項及び別表第一の76の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会・提供の根拠) ・番号法 第19条第8号及び別表第二の102-2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

無し

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5②所属長	課長 片岡 兼男	課長 藤塚 康孝	事前	所属長異動による変更
平成31年4月1日	I 関連情報 5②所属長	課長 藤塚 康孝	課長	事後	様式変更による
令和1年9月17日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和1年9月17日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和3年8月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	適宜更新
令和4年3月10日	I 関連情報 1②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①事業の案内時に、住民が事業の対象者であるか否かの確認 ②事業の申込みの受付時に、住民が事業の対象者であるか否かの確認 ③事業の実施時に、住民が事業の対象者であるか否かの確認 ④事業の個人結果についての住民の照会時に本人であるか否かの確認 ⑤転出入にかかる市町村への照会または通知 ⑥転居にかかる住民情報の確認 ⑦事業の個人結果についての正確な記録を確保するための措置	健康増進法(平成14年法律第103号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①事業の案内時に、住民が事業の対象者であるか否かの確認 ②事業の申込みの受付時に、住民が事業の対象者であるか否かの確認 ③事業の実施時に、住民が事業の対象者であるか否かの確認 ④事業の個人結果についての住民の照会時に本人であるか否かの確認 ⑤転出入にかかる市町村への照会または通知 ⑥転居にかかる住民情報の確認 ⑦事業の個人結果についての正確な記録を確保するための措置 ⑧番号表別表第二に基づく、健康増進事業の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事前	事務手続の追加
令和4年3月10日	I 関連情報 4①実施の有無	実施しない	実施する	事前	事務手続の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 関連情報 4②法令上の根拠		情報照会・提供の根拠) ・番号法 第19条第8号及び別表第二の102-2の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	事前	事務手続の追加
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和6年3月31日時点	事後	適宜更新